

平成25年度第2回労働者安全衛生対策部会
(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会) 議事概要

1 日 時 平成25年11月21日(木) 13:00~14:30

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

(1) 廃炉安全監視協議会構成員(専門委員、県生活環境部、関係市町村)

(2) 説明者 ①東京電力(株)

②福島労働局

4 議 題

(1) 作業従事者の被ばく線量の状況について

(2) 廃炉作業に係る作業員の確保について

(3) その他

5 概 要

◎渡辺課長挨拶

原子力安全対策課長の渡辺でございます。本日は古市次長が所用のため私が代理で司会を務めます。今回は、福島県廃炉安全監視協議会の第2回労働者安全衛生対策部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、専門委員の先生方、福島労働局、原子力規制庁、市町村の皆様には、原子力事故対応また、労働者の安全衛生対策について、日頃より各方面から御尽力、御協力をいただいております、改めて感謝を申し上げます。

さて、9月に開催しました第1回の会議では、作業従事者の長期的健康管理を議題として意見交換をいたしました。現在、東京電力福島第一原発では、汚染水漏えいなどトラブルへの対応に必要な人員や、4号機の使用済み燃料の取出し作業等の開始により、廃炉作業が本格化することに伴う人員の確保についてさらに取り組んで行く必要があります。

廃炉の取組みを安全かつ着実に進めるためには、作業従事者の健康管理、安定的な要員確保といった課題について、関係機関が連携して取り組むことが重要と考えております。本日は、特に作業員の確保を議題として意見交換をしていきたいと思っておりますので、皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思いますが、その前に、前回の会議の内容を2点ほ

ど整理したいと思っております。1つ目は、前回の会議後に構成員の皆様からいただきました追加意見等への回答について、2つ目は、前回の会議を受けて、東京電力が確認すべき事項となった項目についての検討状況を整理したいと思います。

なお、前回被ばく低減対策をはじめとした作業環境の整備、「より一層の被ばく管理の改善」、「健康診断や検査の受診率の一層の向上」を申し入れたところですが、本日の議題の中で申し入れの対応状況を確認したいと思います。

それでは、前回の第一回労働者安全衛生対策部会での質問に対する回答の内容について、東京電力から5分程度で説明願います。

●東京電力

・資料3 第1回労働者安全衛生対策部会専門委員・市町村 質問回答
により説明。

【主な意見と質疑】

○渡辺課長

前回の会議において、宍戸先生からの質問があり、今回その回答がありましたが、よろしいでしょうか。また、原子力規制庁の小坂さんからの質問がありましたが、よろしいでしょうか。

よろしければ、東京電力は、検診の受診率の向上、被ばく線量の低減について、引き続き努めていただきたいと思います。

(1) 作業従事者の被ばく線量の状況について(説明者:東京電力(株))

- ・資料1-1 福島第一原子力発電所従事者の被ばく線量の全体概況について
- ・資料1-2 被ばく線量の分布等について
- ・資料1-3 福島第二原子力発電所 放射線業務従事者数および線量状況について
- ・資料1-4 福島第一原子力発電所 被ばく線量の低減に向けた取組みについて
により説明

【主な意見と質疑】

○石田委員

聞き落したかもしれませんが、全面マスク着用省略エリアの設定について、数値的な決まりはあるのでしょうか。また、マスクの着用を省略したあとに、どういった場合に装着することになるのでしょうか。

●東京電力

基準としましては、 2×10^{-4} Bq/cc以上のダスト濃度が一つの基準になっています。連続ダストモニタが何か所か設置されており、半分の 1×10^{-4} Bq/ccにな

ると警報が鳴るので、その警報が鳴った場合に定められた手順に沿って全面マスク省略エリアを解除することとなります。現場の状況を測定し、 2×10^{-4} Bq/ccが担保できていることを確認したうえで、解除をすることとしています。

○石田委員

バックグラウンドの線量の関係で、空気中の放射性物質の 2×10^{-4} Bq/cc及び 1×10^{-4} Bq/ccを担保できるのでしょうか。また、ラドンとかトロンの影響についてはどう考えているのでしょうか。

●東京電力

測定にあたっては天然の放射性核種についても確認しています。エリア内の何十か所で測定をしておりますので、全面マスク着用省略のエリアを設定するにあたり、大丈夫であると思っております。

○石田委員

第一原発において、高線量被ばくを受けた人は、精神的なショックを受けることにもなります。メンタル的なサポートについてはどうでしょうか。どういった取組をしていますか。

●東京電力

高線量の被ばくを受けた作業員は放射線作業には従事させないことにしています。また、事故前から、通常のメンタルヘルスについての取組みをやっているが、事故後は社員につきましては、防衛医大の先生に来ていただいて、個別にケアをしているところであります。また、地域の精神科の先生を招いて、定期的に相談窓口を開いてJ ヴィレッジなどで実施しています。

○石田委員

高線量の被ばくをした作業員について、作業従事者としなないことは理解しました。メンタルヘルスについては、線量的にどのくらいの人を対象にしているのかの線引きはありますか。

●東京電力

明確な線引きはなく、メンタルヘルスの相談の対象者については、自己申告のような形となっている。

○原子力規制庁

ガレキ保管エリアが今回新たに全面マスク着用省略エリアに設定されていますが、ガレキ保管箇所は、屋外においてある箇所もあれば、テント内の箇所もある。テン

ト内には高線量ガレキが保管されていると思いますが、全面マスク着用の対象箇所となるのでしょうか。

●東京電力

テント内は高線量ガレキが保管されているので、全面マスクの着用エリアとなる。

○原子力規制庁

テントの入口に高線量ガレキを保管していることを示す掲示物がありますか。また、作業だけでなく、巡視の作業員も入るため、全面マスク着用に関する注意喚起の掲示が必要である。

●東京電力

掲示物については、現場に戻って、すぐに確認したいと思います。

○原子力規制庁

ホットスポットを見つけておりますので、震災後にガレキが放置されているところもあり、省略エリアのところは、汚染物の拡散防止をするなどして、汚染の拡大を防止していただきたい。

●東京電力

ホットスポットの全てについては、把握できていないのが実情なので、原子力規制庁のご指導をいただきながら、対応していきたいと思います。

○浪江町

全面マスクの着用省略エリアにおいて、警報が出た場合、作業員は全面マスクはどこから持ってきて装着するのか。

●東京電力

基本的に作業員は省略エリアであっても全面マスクを携帯しており、作業現場の近傍に置き、すぐ着用できるように対応することになっている。

○宍戸委員

甲状腺の等価線量が100mSv以下の作業員について、全身の実効線量としては100mSv以下の作業員もいるかと思う。初期はヨウ素による甲状腺被爆が多いと思う。資料中の表だけでは、甲状腺の等価線量は見れないが。東京電力として、作業員の甲状腺の被ばく線量についてはどのように管理しているか。

●東京電力

本日の資料とは別の表で、作業員の甲状腺の等価線量は管理している。よって、100mSv以下の人でも、甲状腺の等価線量が100mSvを超えている方も管理できている。甲状腺の等価線量が100mSv以上の作業員については、甲状腺の超音波検査をしている。

(2) 廃炉作業に係る作業員の確保について(説明者:福島労働局および東京電力(株))

- ・資料2-1 最近の雇用失業情勢について
- ・資料2-2 廃炉作業に係る作業員の確保について

により説明。

【主な意見と質疑】

○石田委員

東京電力の資料で、各年度の作業員の数ということで、一万人を超える人が働いているということだが、作業員数の推移についてはどのように見ればよいでしょうか。

●東京電力

まず、資料の中の作業員数というのは、東電と協力企業の合計の数である、年に1回でも働いた人の数について集計している。作業員数の推移については、今後、廃炉の取組みが本格化していくなかで、作業員の必要人数は増えていく予定となっている。

なお、作業員確保のためのそれぞれの賃金内容については、会社によるピンハネを防ぐように当社から元請各社への指導などの取組みを実施している。現在、元請企業に対しての就労環境に関するアンケートが終了したところであり、現在、作業員に直接アンケートをする取組みを実施中である。

○石田委員

実際に作業員が記載するアンケートは重要である、東電の目がとどかない現場もあるので、非常に有益な調査だと思います。引き続きそのような取組をお願いいたします。

●東京電力

5月から、会社に対してアンケートをしています。今やっているのは、作業員に直接送付をして記入をお願いしているものである。元請けに封筒を送付しているが、作業員ひとりひとりに配布してもらい、封をしたものを元請経由で集め東電で開封するやり方をとっている。

○渡辺課長

先ほどの資料の4ページについて、くわしく解説して頂きたい。作業の概要について、四半期ごとに協力企業に提示することによって、どのように、作業員が養成されることになるのかの説明をお願いします。

●東京電力

至近の作業件名だけでなくあらかじめ作業の状況を提供することで、作業件名を見て、請負企業が事業計画を立てやすくなったり、作業員に対する訓練などをしやすくなると考えています。

○渡辺課長

以前ご説明をいただいた中で、地元雇用に配慮しているということで、地元出身者の雇用率が50%というのがあると思うが、現在では地元出身の方ほどのくらいの雇用率になっているのか教えていただきたい。

また、県内の作業員について、配管工などの専門の技術職を養成するために、どのような支援制度があるのかどうかについて、教えていただきたい。

●東京電力

震災以降のデータでは、地元雇用率は50%で、最近のデータについても50%となっている。ここ半年の推移についても50%以上を維持している。

協力企業については、地元雇用の作業員に対して資格等の養成は特に取り組まれていないと思う。

○福島労働局

労働局における作業員の技術力の養成に係る取組としては、一般的に専門技術の養成コースがあります。ただし、原発に特化したものがあるかどうかについては、只今、手持ちのデータはないので、お時間いただければ調べたいと思う。

(3) その他(説明者:福島県)

次回の労働者安全衛生対策部会の開催予定について説明します。次回は、2月頃の開催を予定しています。事務局からは以上です。

◎申し入れ事項

本日、2つの議題についてご説明頂きました。皆様からは、全面マスクの着用省略の基準についての意見、全面マスク省略エリアにおける高線量ガレキの保管場所

での全面マスク着用の掲示が必要であるという意見、議題の二つ目では、作業員へのアンケート調査を通じた雇用条件の管理について、ご意見を頂戴いたしました。

私からは、東京電力に要請をしたいと思えます。これまで、線量低減の取組について、汚染水トラブルへの対応の影響で被ばく線量が上がってきているため、作業員の被ばく線量の低減に一層努めていただきたいというのが一点目でございます。

作業員の確保の取組みについては、手当、給食センターや休憩所の設置などの取組みがなされておりますが、これからの長い廃炉作業においては、人材の確保が非常に重要であると思えます。これからも長期的な人材確保に計画的に努めていただきたいと思えます。

◎課長挨拶

先ほど、事務局から、労働者安全衛生対策部会について、2月頃に開催するとお知らせいたしましたが、必要に応じた時期に開催する場合もあるかと思えます。

今回は活発なご意見、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。東京電力は、廃炉作業を安全かつ着実に進めるため、作業員の確保に、より一層努めて頂きたい。そしてヒューマンエラーを減らす取組みをしていただきたい。

そのためには人材の確保また、安全確保を含めた作業環境の改善が不可欠です。作業管理上のリスク管理。協力企業の従業員との連携をとりながら、改善、取組にあたって頂きたい。今後とも、関係機関の皆様と緊密な連携を図りながら、原子力発電所の廃炉に向けた作業に従事する方々の安全衛生対策等を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上